

# 寄付金控除 「税額」が有利！

所得控除

税額控除

## <個人寄付控除>

特定公益増進法人の大宅壮一文庫への寄付金は、税制優遇措置の対象になります。所得税の「所得控除」か「税額控除」のうち、還元が大きくて有利な寄付金控除を選択できます。所得税率が33%以下の方は、税額控除が圧倒的にお得です。

- 税額控除の計算式  $(\text{寄付金額} - 2000 \text{円}) \times 40\% = \text{控除額}$
- 所得控除の計算式  $(\text{寄付金額} - 2000 \text{円}) \times \text{所得税率} = \text{控除額}$

※例：所得税率20%の人が5万円を寄付した場合、

▽ 税額控除  $(5 \text{万円} - 2000 \text{円}) \times 40\% = 1 \text{万}9200 \text{円}$  (還元)。実質寄付額は3万800円

▽ 所得控除  $(5 \text{万円} - 2000 \text{円}) \times 20\% = 9600 \text{円}$  (還元)。実質寄付額は4万400円  
 税額控除の方が、約1万円も控除額が大きくなります。

## <個人寄付 所得控除と税額控除 比較表>

課税所得金額	税率	寄付金額	10,000	30,000	50,000	100,000	500,000	1,000,000
195万円超 ～330万円以下	10%	税額控除	3,200	11,200	19,200	39,200	199,200	399,200
		所得控除	800	2,800	4,800	9,800	49,800	99,800
所得<税額	控除差額		2,400	8,400	14,400	29,400	149,400	299,400
330万円超 ～695万円以下	20%	税額控除	3,200	11,200	19,200	39,200	199,200	399,200
		所得控除	1,600	5,600	9,600	19,600	99,600	199,600
所得<税額	控除差額		1,600	5,600	9,600	19,600	99,600	199,600
695万円超 ～900万円以下	23%	税額控除	3,200	11,200	19,200	39,200	199,200	399,200
		所得控除	1,840	6,440	11,040	22,540	114,540	229,540
所得<税額	控除差額		1,360	4,760	8,160	16,660	84,660	169,660
900万円超 ～1800万円以下	33%	税額控除	3,200	11,200	19,200	39,200	199,200	399,200
		所得控除	2,640	9,240	15,840	32,340	164,340	329,340
所得<税額	控除差額		560	1,960	3,360	6,860	34,860	69,860
1800万円超 ～4000万円以下	40%	税額控除	3,200	11,200	19,200	39,200	199,200	399,200
		所得控除	3,200	11,200	19,200	39,200	199,200	399,200
所得=税額	控除差額		0	0	0	0	0	0

寄付控除を受ける際は、大宅文庫がお渡しする「寄付金受領証明書」と「税額控除に係る証明書」を添付して、確定申告することが必要です。

なお課税所得が4000万円超(税率45%)の場合、所得控除の方が有利になります。

## <住民税の控除>

大宅壮一文庫が所在する東京都在住の皆様は、所得税控除に加えて、都民税で4%、さらに世田谷区在住の場合は市区町村税で6% (両方で最大10%) の寄付金控除が受けられます。  
 (※東京都以外の都道府県では、住民税控除は適用されません)

## <法人税など>

特定公益増進法人への寄付は、通常の寄付金の損金算入限度額とあわせて、別枠で算出した特定公益増進法人に対する寄付金の損金算入限度額を損金に算入することができます。

限度額の計算式は、「(所得金額の6.25%+資本金額の0.375%)×1/2」となります。